

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の改訂のポイント①

従来の「学校評価ガイドライン〔改訂〕」(平成20年1月31日)の基本構成は変更せず、主に学校の第三者評価に係る内容の追加を行った

第三者評価の趣旨

学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりを進めていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図る

※ 自己評価:各学校の教職員が行う評価(実施・公表の義務、評価結果の設置者への報告義務)

学校関係者評価:保護者、地域住民等の学校関係者による評価(実施・公表の努力義務、評価結果の設置者への報告義務)

第三者評価の定義

学校教育法に規定されている学校評価の一環として、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの

第三者評価の実施体制

・学校とその設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に実施
(法令上の実施義務や努力義務は課さない)

・具体的な実施体制については、地域や学校の実情に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応

(例(ア)) 学校関係者評価の評価者の中に学校運営に関する外部の専門家を加えるなどして、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う

(例(イ)) 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う

(例(ウ)) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の改訂のポイント②

第三者評価の評価者

学校運営について専門的視点から評価を行うことができる者（例えば、教育学を専門とする大学教授、校長経験者など）の中から、実施者がふさわしい識見や能力を有すると判断した上で選定

第三者評価の実施

- ・実施者が実施時期・日程、評価項目等を決定し、評価者が授業の観察等により評価
- ・各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について評価し、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示
- ・過度に学校の事務負担が増えないように配慮する

第三者評価の評価結果

- ・評価者が責任を持って評価結果の取りまとめを行う
- ・評価結果は、評価対象校及び設置者等に報告
- ・学校は、評価結果を踏まえて、自ら学校運営の改善に努めるとともに、評価結果を学校関係者に説明、情報提供（広く公表することについては慎重に対応）
- ・設置者は、評価結果を踏まえて、学校の支援や必要な改善措置を講ずる